



行政書士しが

発行所 滋賀県行政書士会
 発行人 盛武 隆/編集人 堀内美智子
 〒520-0044
 大津市京町三丁目4-22(滋賀会館3階)
 TEL(077)525-0360・FAX(077)528-5606
 Eメールアドレス shigakai@mx.biwa.ne.jp
 URL http://www.biwa.ne.jp/~shigakai/

ADRセンター設置の制度的意義

滋賀県行政書士会 会長 盛武 隆

行政書士ADRセンター滋賀の設置

4月7日の読売新聞社説は、「政府が約100機関の認証を見込んでいた裁判外紛争解決手続機関が、法施行後一年を経てもわずか10にとどまっている。司法書士会や社会保険労務士会は、いまだ一つもない。」と論じていた。滋賀会ではADRセンターを会則改正して設置した。今回はその必要性と目的等について説明したい。

日弁連の方針

弁護士法が改正され、法律事件取扱解除規定が「他の法律（隣接資格法）」で定められることとされた。加えて、日弁連は隣接法律専門職が司法の一定分野へ参入するプログラムを示している。たとえば(財)日弁連法務研究財団の研修センターから講師、教材の支援を受けて一定期間の研修を修了した者のうち考課測定に合格した者に限ってADRへの関与を認め、さらに所管大臣の認定等を受けた者へ出廷陳述を認める道筋を示していたのだ。この方針に従って研修事業を進めた隣接法律職からは、認定司法書士、認定土地家屋調査士、付記弁理士、特定社会保険労務士が法定化され、紛争解決のための仲介や出廷陳述の分野に参入した。

先行する他士業

簡裁訴訟代理等関係業務を行うことができる司法書士は、「法務省令で定める法人が実施する研修であって法務大臣が指定するものの課程を修了した者」であって、「法務大臣が簡裁訴訟代理等関係業務を行うのに必要な能力を有すると認定した者であること」と限定されている。

改正戸籍法が本年5月施行され土業の職務上請求書に関する規定が整備された。弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士又は弁理士は、受任している事件について紛争処理手続の代理業務を遂行するために必要がある場合には、戸籍謄本等の交付の請求をすることができると定められた。ここには行政書士と他の資格制度との間に明確な格差が描き出されているのである。

日行連の事業方針の変更

平成18年、日行連は全国単位会に会則を改正してADRセンターを設置するよう求め22単位会が応じた。しかし行政書士会にあっては法務省認証を受けている単位会はない。たとえば東京会のADR予算は滋賀会の年間総予算を上回っており、人材養成力、弁護士会との協力関係構築等が能力的にも困難なことに原因がある。

だが最大の要因は、中央組織としての日行連が自ら設置せず、しかも設置する単位会に対する組織的支援を東京会に依存していることにある。なによりもADRセンターを設置することを目的とする東京会と、政策目的にそったADRセンターを全国展開して制度設計に生かそうとする日行連とは立場が異なって当然なのである。日行連自らが支援方法を示していないから、単位会は独力ですすめるなければならないことに不安を露わにしている。

要するに設置してもその先が見えないのである。

日行連中央研修所

かつて日行連では、日行連プログラムに沿った研修所開設のための委員会が設けられた。そして研修センター開所式典がホテルで大々的に行われた。以来5年が経過したが、依然として行政書士が司法の一翼を担うために必要な紛争解決代理や出廷陳述代理は実現していない。

これは日行連の役員が替わるたびに制度設計がその都度手直しされ曖昧化したことによる。研修所の設立目的も変遷をたどり、何をどうすべきかという制度設計にあった研修プログラムが実施できなくなったのである。その結果受講者には何の成果も与えられず、しかるに社会的・制度的評価を得られないという悲劇を生んでいる。

本年3月、理事会の書面決議によって組織や運営形態が大きく変更されてしまった。またもや中央研修所は行政書士制度の設計図すなわち目的地のない航海に出帆したのである。

日行連の組織改革

平成19年度から日行連は改革された組織により運営されている。13部が7部に縮小され、7部長による常任理事会が運営されている。しかし縮小されたはずの事業部には専門部会や委員会が置かれ今も増殖している。

そこには新たに改組された中央研修所との連結性は見えてこない。既述してきたようにもともと日行連には司法の一翼を担うための制度設計とその実現プログラムが存在しない。だから日行連の各部や常任理事会・理事会等と中央研修所との政策的・戦略的連結軸がないのである。

ADRセンターを設置しようとする単位会は、会員に対して制度設計図とそれに基づく説明責任を果たすことが困難になっているのである。

資格制度の格差是正をめざして

繰り返しになるが、国民に身近な司法制度とする改革目的の実現は行政書士が司法の一翼を担うことにある。だから法テラスは行政書士会にも役割分担を求めている。この紛争解決にADRセンターは必要である。行政書士は許認可行政に関する弁明・聴聞代理業務を担うこととなったが行政不服審査申立代理が残されている。これがかなえば国民と行政との紛争解決を担う「行政テラス」が行政書士の手によって運営可能となることも想定できる。

本年、日行連に4度目となる行政書士制度のあり方に関する委員会と制度検討会が二つも設置された。既に国民が必要とする行政書士制度の未来図は社会的に認識されている。今必要なのは他士業との格差是正と時間差を取り戻すための早急な行動計画と工程管理なのではないか。そうすれば単位会独自のADRセンターや複数単位会による地域共同型の多様性のある設置方式による取り組みができ、紛争手続処理から出廷陳述代理に至る一里塚として必要性を帯びてくるのである。